# 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願・陳情回答書

陳情項目	所管課	回答		
【I】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。				
1 安心できる介護保障について				
★(1) 介護保険料・利用料について				
①介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	福祉課	第7期の介護保険料については、介護給付費準備基金を取り崩し保険料の上昇 の抑制に努めました。介護保険料の低所得者への減免制度につきましては、現行 制度を適用し配慮して行きます。		
② 介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	福祉課	平成21年度から世帯収入額の基準見直しにより対象者を拡大していますが、 近隣市町の状況も参考にして引き続き検討していきます。		
★(2) 介護保険利用の際の手続き				
介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要 介護認定申請の案内を行ってください。	福祉課	利用相談につきましては、地域包括支援センターの専門職員が対応します。申請窓口対応につきましても、適切な対応ができるよう職員の資質向上に努めます。		
<ul><li>(3) 基盤整備について</li></ul>				
★① 特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを 大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。	福祉課	平成27年3月に町内3つ目になる特別養護老人ホーム(100床)が開所しました。平成29年に実施したアンケートでは、「介護が必要になっても在宅介護サービスを利用しながら、できるだけ自宅で暮らしたい」と答えた方が最も多く、その実現に向けて、在宅サービスの充実を図りながら、今後の動向を見て検討して行きます。		
② 特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。	福祉課	必要に応じて、対応させていただきます。		
★(4) 総合事業について				
① 総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。	福祉課	国の基準に準じて対応していますが、本町では、介護予防ケアマネジメントの 結果、現行相当サービスが必要な方に対して一律に利用期間を区切る等の対応は していません。また、状態が改善し、現行相当サービスが必要でなくなった方が		

② 一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費確保してください。	<mark>福祉課</mark>	地域での活動を継続できるよう、運動の自助グループ等の立ち上げ・継続支援を しています。 様々な方法を検討し、国の基準に準じて対応していきます。
(5) 高齢者福祉施策の充実について		
<ul><li>① サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。</li></ul>	福祉課	「ふれあい・いきいきサロン」「認知症カフェ」には社会福祉協議会と地域包括支援センターから助成金、委託料を支払いしており、町としての助成の拡大は考えていません。また、住民主体の運動グループ「お達者体操」へは、助成金はありませんが、健康運動指導士の派遣、体力測定の実施の際の委託料を町が委託事業者へ支払しています。
② 住宅改修、福祉用具、高額介護サービス費の受領委任払い制度を 実施してください。	福祉課	住宅改修、福祉用具については受領委任払いをすでにおこなっています。高額 介護サービスについては現行どおりでご理解ください。
★(6) 障害者控除の認定について		
① 介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。	福祉課	障がい者控除とするか否かは税制度の問題であり、税務当局の控除対象の基準 に従い判断し対象としています。今後も税務当局の基準に従い認定書を発行しま す。
② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。	福祉課	基準日において対象と思われるかたには、申請を省略し、全員に個別に認定書 を送付しています。
2 国保の改善について		
★① 保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える 保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの 法定外繰入額を増やしてください。	保険医療課	現在、保険税の引下げは考えていません。国保運営の都道府県化など国県の動向と県下の状況を見極め判断していきます。 一般会計からの繰入金については、現状維持に努めてまいります。
★② 18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。	保険医療課	均等割の対象については、国保運営の都道府県化など国県の動向と県下の状況 を見極め総合的に判断していきます。
★③ 資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して 分納している世帯には正規の保険証を交付してください。	保険医療課	現時点では発行していません。法令や資格証明書交付要綱に基づき、滞納状況 を見極め必要があれば、発行していきます。

★④ 保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、む		滞納状況を見極め慎重に対応します。徴収に当たっては加入者との相談等を通
やみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでくだ		じて個々の生活実態を把握し、対応するよう努めています。
さい。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によっ	<mark>保険医療課</mark>	短期証の発行については、短期証交付要領に基づき対応していきます。
て生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与など		差押えについては、法令を尊守してまいります。また、給与などは差押え禁止
の差押禁止額以上は差押えないでください。		額以上の差押えはいたしません。
⑤ 一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてくだ		一部負担金の減免制度は、現行制度を継続します。周知につきましては、イン
さい。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい	保険医療課	ターネット、広報等に掲載しています。
案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。		
⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてく	/D !!^ = = = =	高額療養費の申請については、対象となる方に申請勧奨の通知を送付していま
ださい。	保険医療課	す。
3 税の徴収、滞納問題への対応等など		
C MANAGEMENT MANAGEMENT CONTROL OF CO.	T	
税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした		児童手当等を含め、法令により差押えが禁止されている財産は差押えしませ
広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでくださ		ん。徴収に当たっては、住民との相談等を通じて個々の生活実態を把握し対応す
い。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15	, <mark>税務課</mark>	るよう努めています。徴収の猶予及び換価の猶予については、広報・町ホームペ
条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停	WICKERAL.	一ジ等で周知を図っており、納税相談の中で本人申し出及び必要があると認めら
止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。		れる場合は申請を促します。また、滞納処分の停止の適用については、納税者の
		資産等勘案し適正な停止の適用、分納等で対応していきます。
4 生活保護について		
★① 生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活		生活困窮者の相談については町福祉課職員と愛知県生活困窮者相談員が相談
保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労		を受け、保護基準に該当する場合について西三河福祉相談センターのケースワー
支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談	福祉課	カーに繋げています。
者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでくだ	TO LEGIV	
さい。生活保護が必要な人には早急に支給してください。		
★② ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてくださ		愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターが対応しています。
い。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁	 福祉課	22
寧に行うようにしてください。	TO LEUK	
★ ③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者		愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターが対応しています。
に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活		27.27.11mm 2.47/7/1 2.52 @ EI - 1.41mm 12.000 a. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7.
が最低基準を下回ることのないよう十分に配慮し、了承を得るよう	福祉課	
にしてください。		
ICOCYICCY o		]

④ 生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめて ください。	福祉課	1県福祉事務所である西三河福祉相談センターが対応しています。	
⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明 パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにして ください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。	愛知 <mark>福祉課</mark>	1県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。	
5 福祉医療制度について			
★① 福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を 縮小せず、存続・拡充してください。	ス険医療課 に努め	の福祉医療制度については、子ども・精神障害者・後期高齢者福祉医療に 、県制度を上回る医療費助成を実施しています。現在のところ、制度存続 、拡大は考えていません。今後も県制度や近隣市の動向を踏まえながら慎 試計していきます。	
★② 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で 実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。	象者を <mark>保険医療課</mark> めます とする	の子ども医療費助成制度については、平成20年4月に中学校卒業まで対 拡大し、県制度を上回る医療費助成を実施しておりますが、制度拡充を進 。なお、入院時食事療養の標準負担額については、現在のところ助成対象 ことは考えていません。今後も県制度や近隣市の動向を踏まえながら慎重 けしていきます。	
★③ 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。	(入・ 対象者 <mark>ス険医療課</mark> 入院 <b>図</b> 存続に	理障害者保健福祉手帳1、2級所持者については、県制度を上回る全疾病 通院)の医療費助成を実施しています。また、自立支援医療(精神通院) 「については、指定医療機関の通院医療費自己負担額(1割)と精神疾患の 「療費自己負担額の2分の1の助成を実施しています。現在のところ、制度 「努め、拡大は考えていません。今後も県制度や近隣市の動向を踏まえなが 「に検討していきます。	
④ 難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用 する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化また は情報の共有化を行ってください。	福祉課 提供を	に関する事務は西尾保健所が行っており、町としても西尾保健所から情報 ・受け、難病患者見舞金を給付している。現状としては、窓口に一本化は困 っるため、保健所と調整を図り、情報共有していきたい。	
6 子育て支援について			
(1) 「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの 貧困対策に計画をもって推進してください。			
① 愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。	平成 2 福祉課 た。会	状態にある子どもたちの実態を把握するため、愛知県の取り組みとして、8年12月に、小学1年及び5年、中学2年を対象に実態調査を実施しまし後、県が実施する貧困調査や近隣市町の動向も見ながら、本町の実態を把どのような学習支援があるべきか検討していきたい。	

② ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。	福祉課	給付金事業については愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターが対応しており、実施済である。日常生活支援事業については未実施であり、近隣市町の状況を確認しながら検討していきたい。
★③ 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金の支給は、新学期開始前に支給してください。	学校教育課	現在の基準は、生活保護基準額のおよそ1.5倍以下となっています。年度途中の申請も受け付けており、町外からの転入の受付時などには、制度の周知をしています。新入学児童生徒学用品費(入学準備金)については、平成28年度から、希望者に対し新学期開始前に支給するよう制度改正を行いました。
④ 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターが主体となって、生活保護世帯、生活困窮世帯の小中学生を対象に学習支援、居場所づくりを実施している。 こども食堂等については地域のボランティア活動から始まるものであるが、生活困窮と切り離せないことであるため、西三河福祉相談センターと町にて調整しながら支援対策を講じていきたい。
★(2) 小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。	学校教育課	引き続き、現状どおり保護者負担でご理解をお願いします。 経済的な理由で児童生徒の就学が困難である家庭に対しては、給食費が全額補 助される就学援助制度の利用を促しています。
(4) 保育施設において、どの時間帯においても、職員配置基準と労働 基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人件費を確保できるよ う、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。	こども課	現行で御理解をお願いします。また、人件費財源の確保のための町独自の補助は考えておりません。
7 障害者・児施策の拡充について		
★① 障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮ら しの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充す るとともに、小規模の入所施設を設置してください。	福祉課	制度の改正改善につきましては機会あるごとに県などに働きかけていきます。また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。
② 移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。	福祉課	制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。
③ 診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかわる援助へのヘルパー利用を認めてください。	福祉課	制度の改正改善につきましては機会あるごとに県などに働きかけていきます。また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。

<ul><li>④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。</li><li>★⑤ 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。</li></ul>	福祉課	制度の改正改善につきましては機会あるごとに県などに働きかけていきます。 また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。 法律制度として65歳以上、16疾病のある40歳以上の障がい者は介護保険 が優先することとなっていますのでご理解をお願いします。
介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。	福祉課	
⑥ 障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員 を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国 に要望し、自治体でも補助してください。	<mark>福祉課</mark>	制度の改正改善につきましては機会あるごとに県などに働きかけていきます。また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。
⑦ 障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。	福祉課	制度の改正改善につきましては機会あるごとに県などに働きかけていきます。 また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。
8 予防接種について		
★① 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン、 子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた 人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けて ください。	健康課	流行性耳下腺炎の任意予防接種は、H30.6.1 から接種助成(自己負担額 4,300円)を始め、ロタの任意接種は、H28.8.1 から助成を行っています。 その他の予防接種については、近隣の状況を見て検討します。
★② 高齢者用肺炎球菌ワクチン (定期接種) の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。	健康課	現在、自己負担金は 2,000 円としており、生活保護世帯・町民税非課税世帯に属する方は免除としております。本町での自己負担額は県内でも低額であるため変更の予定はありません。 任意予防接種は、定期接種で接種できなかった方の救済措置として特例的に実施し、今年度でその役割を終えるものと認識しております。任意接種の継続及び2回目の接種事業対象可否については、近隣の状況を見て検討します。
9 健診・検診について		
★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が 1回の市町村は2回に拡充してください。	健康課	平成31年度からの実施に向け調整します。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。	<mark>健康課</mark>	本町では、妊娠中と産後1年以内に各1回、公費で受診できます。
③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。		現行業務を執行する中、人員増には担当できる業務が幅広い保健師の増員を優 先したいのですが、歯科事業の充実を図る中では検討すべき事案と考えます。

## 【II】 国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

#### 1 国に対する意見書・要望書

① 75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検		現在のところ、要望書の提出は考えていません。引き続き国の動向を注視してい
討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてくださ	保険医療課	きます。
٧١°		
② 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)	<del>原除原成</del> 調	現在のところ、要望書の提出は考えていません。引き続き国の動向を注視して
にするために、十分な保険者支援を行ってください。	保険医療課	いきます。
③ マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定		現在のところ、要望書の提出は考えていません。国の制度に従い対応していき
新ルールは実施しないでください。また年金支給開始年齢を68歳	保険医療課	ます。
からに先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最	体映达療	
低保障年金制度を早急に実現してください。		
④ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善		介護報酬の再改定や、労働者の安定雇用のための処遇改善については国の責任
をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。	福祉課	において対応すべき問題と認識を持っています。
介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してくださ	<del>恤仙林</del>	介護保険への国庫負担金の増額については、町村会を通じても要望をしている
٧٠°		ところです。
⑤ 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無	<del>原除医康</del> 迪	<b>現在のところ、要望書の提出は考えていません</b> 。引き続き国の動向を注視して
料)で創設してください。	体映区療味	いきます。
⑥ 障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「く		現在のところ、国に対して意見書・要望書を提出する予定はありません。引き
らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所		続き国の動向を注視していきます。
施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備し	福祉課	
てください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大		
幅に引き上げてください。		

### 2 愛知県に対する意見書・要望書

#### (1) 福祉医療制度について

① 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	保険医療課	本町の子ども医療費助成制度については、平成20年4月に中学校卒業まで対象者を拡大し、県制度を上回る医療費助成を実施しており、現在のところ、県に対して意見書・要望書を提出する予定はありません。
② 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。 また、自立支援医療 (精神通院) 対象者を精神障害者医療費助成の 対象としてください。	保険医療課	精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者については、県制度を上回る全疾病 (入・通院)の医療費助成を実施しており、現在のところ、県に対して意見書・ 要望書を提出する予定はありません。
③ 後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。	保険医療課	後期高齢者福祉医療費給付制度については、ひとり暮らし非課税者(施設入所者、税被扶養者除く)、戦傷病者手帳所持者(所得制限なし)、精神障害者保健福祉手帳3級及び自立支援医療受給者証所持者まで対象者を拡大し、県制度を上回る医療費助成を実施しており、現在のところ、県に対して意見書・要望書を提出する予定はありません。
(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。	保険医療課	現在のところ、県に対して意見書・要望書を提出する予定はありません。引き 続き県の動向を注視していきます。